

第1 地方公務員制度の概要

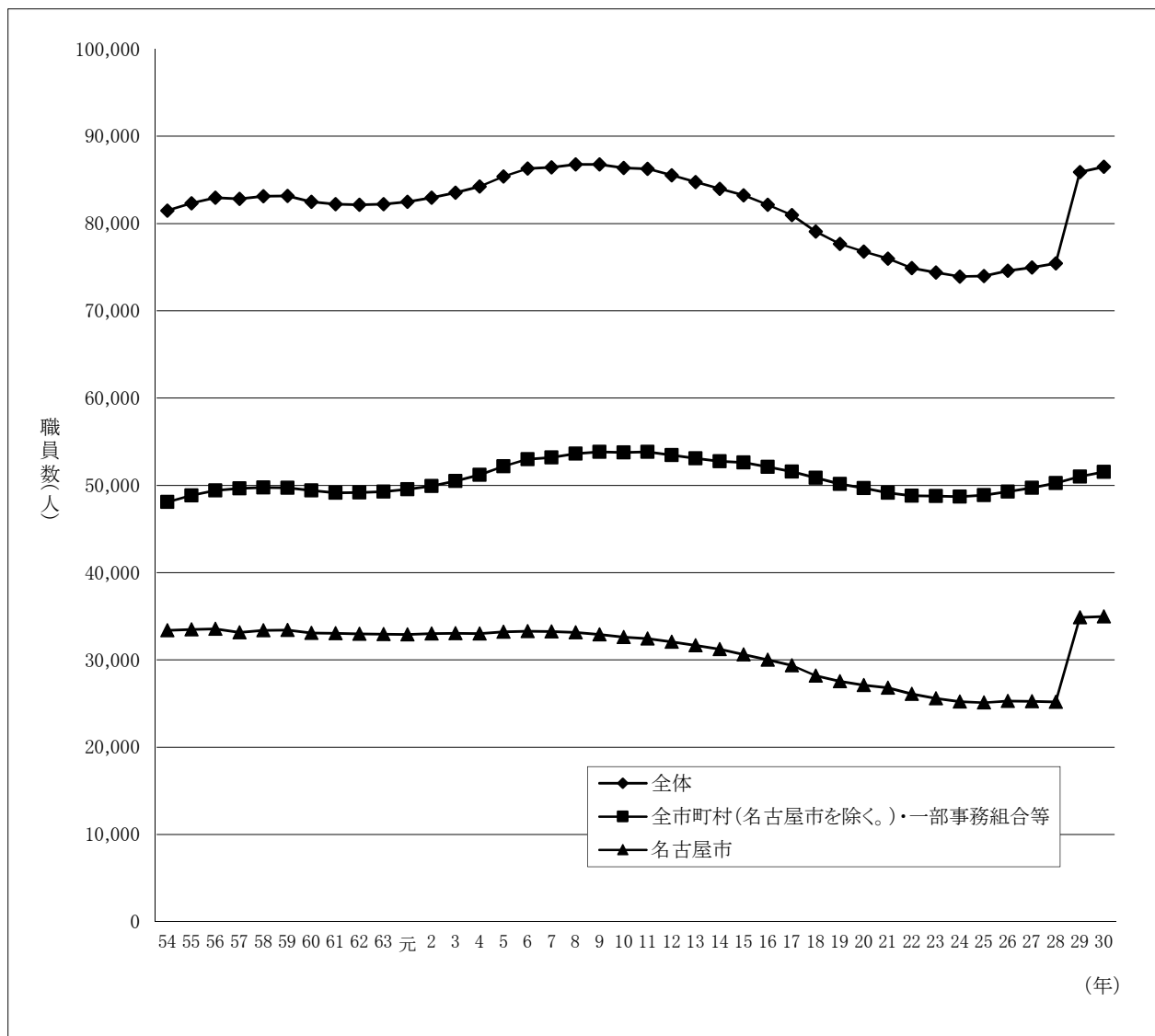
1 地方公共団体の職員数について

各地方公共団体は、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立を図るため、自主的・主体的に定員管理の一層の適正化を推進している。

平成30年4月1日現在の県内の市町村及び一部事務組合等の総職員数は86,511人で、前年に比べ約0.72%の増加となっている。

また、名古屋市を除く市町村及び一部事務組合等の総職員数は51,536人で、前年に比べ約1.05%の増加となっている。

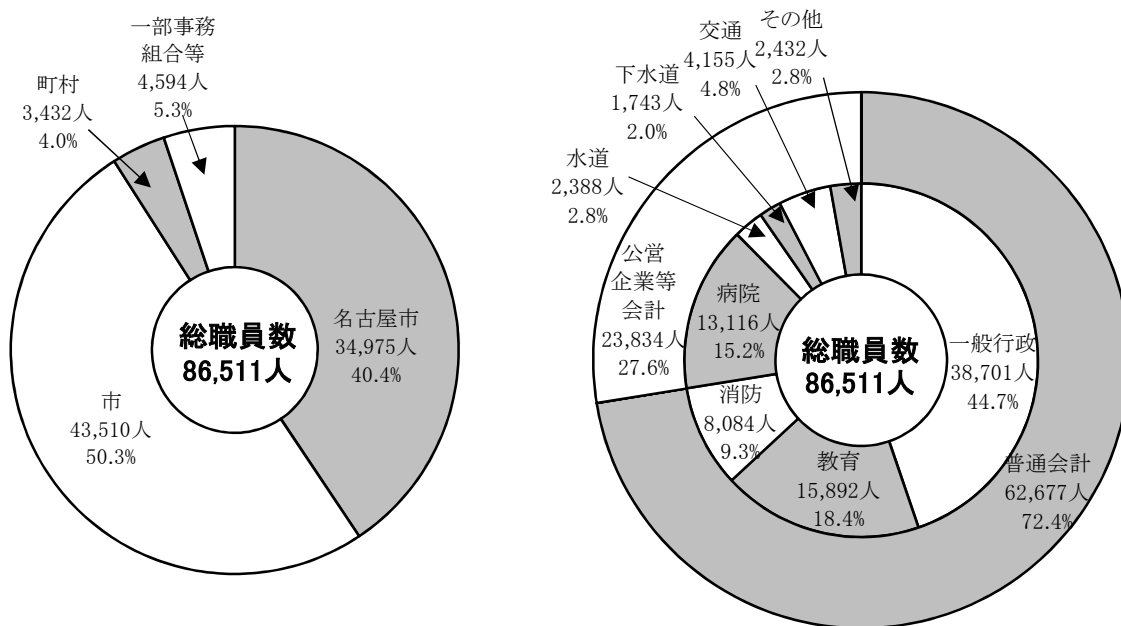
● 総職員数の推移



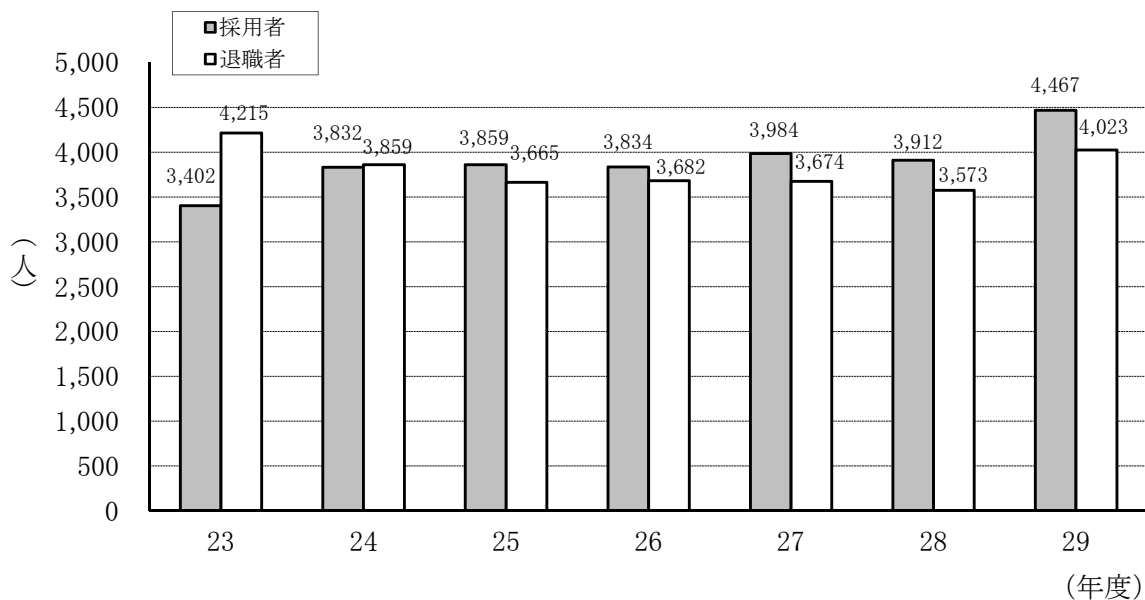
(注1) 職員数については、各年4月1日現在の数値

(注2) 平成29年の名古屋市については、平成29年4月1日に県費負担教職員に関する権限が移譲されたことに伴い、それまで愛知県で計上されていた教職員数が、名古屋市で計上されることとなったため、職員数が大幅に増加した。

● 職員数の構成比率(平成30年4月1日現在)



● 採用・退職の状況

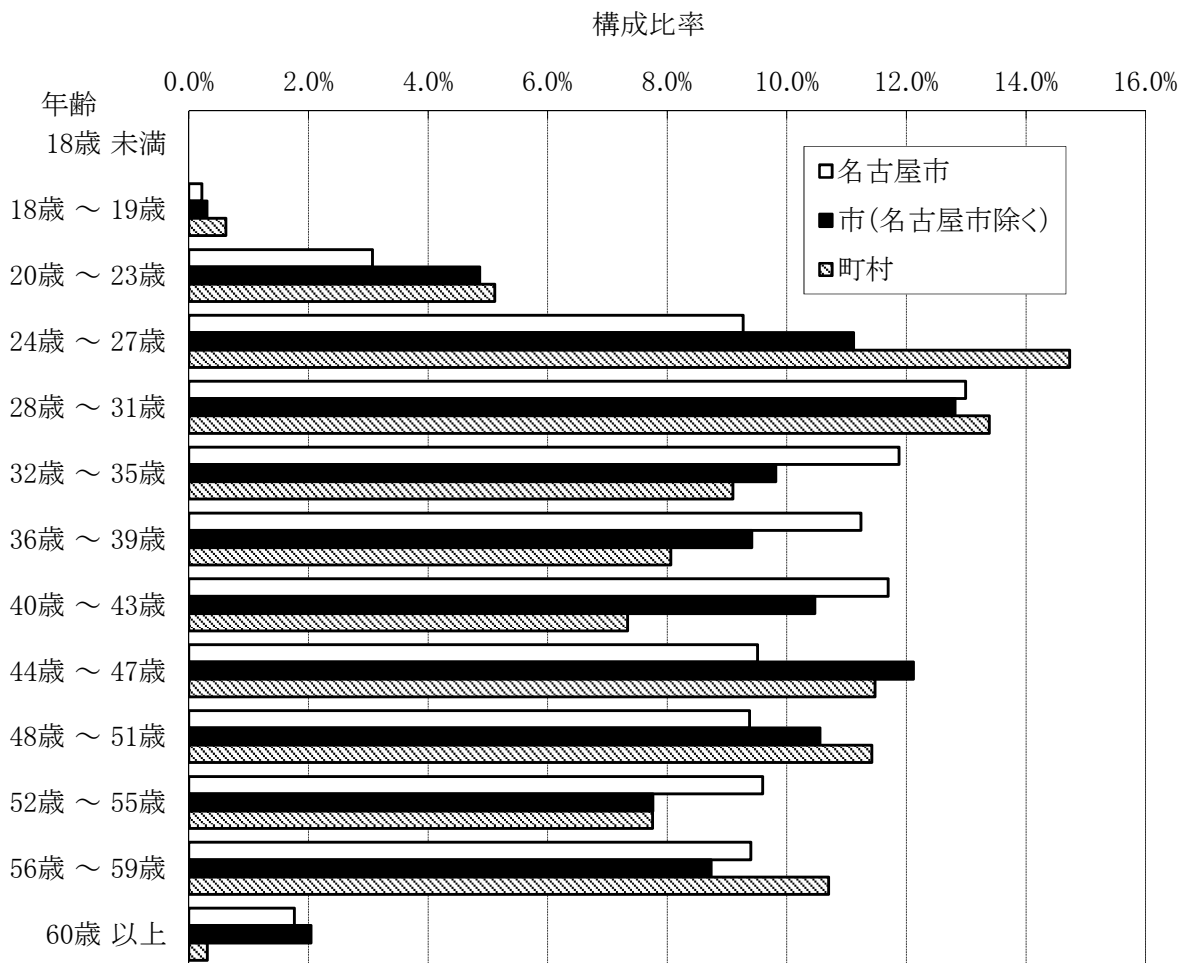


(注1) 対象は、教育公務員を含む全市町村職員であること。

(注2) 平成29年度については、平成29年4月1日に県費負担教職員に関する権限が名古屋市に移譲されたことに伴い、それまで愛知県で計上されていた教職員数が、名古屋市中で計上されることとなったため、採用者数と退職者数が大幅に増加した。

● 一般行政職の職員の年齢構成(平成30年4月1日現在)

年齢	名古屋市		市(名古屋市除く)		町村	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
18歳未満	0人	0.0%	0人	0.0%	0	0.0%
18歳～19歳	18人	0.2%	49人	0.3%	12	0.6%
20歳～23歳	254人	3.1%	794人	4.9%	99	5.1%
24歳～27歳	767人	9.3%	1,815人	11.1%	285	14.7%
28歳～31歳	1,075人	13.0%	2,092人	12.8%	259	13.4%
32歳～35歳	983人	11.9%	1,602人	9.8%	176	9.1%
36歳～39歳	930人	11.2%	1,537人	9.4%	156	8.1%
40歳～43歳	968人	11.7%	1,709人	10.5%	142	7.3%
44歳～47歳	787人	9.5%	1,978人	12.1%	222	11.5%
48歳～51歳	776人	9.4%	1,723人	10.6%	221	11.4%
52歳～55歳	794人	9.6%	1,267人	7.8%	150	7.8%
56歳～59歳	778人	9.4%	1,426人	8.7%	207	10.7%
60歳以上	146人	1.8%	333人	2.0%	6	0.3%
計	8,276人	100.0%	16,325人	100.0%	1,935人	100.0%



2 職員の給与について

地方公務員の給与は、地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき、各地方公共団体の条例で定められることとされている。

● 一般行政職の職員の平均給与月額等の推移

区分	年	給与 A+B		給料 A		諸手当 B						(参考) 平均年齢 (歳)
		平均月額 (円)	対前年 増減	平均月額 (円)	対前年 増減	平均月額 (円)	対前年 増減	Bのうち特殊勤務手当		Bのうち生活給的手当		
								平均月額 (円)	対前年 増減	平均月額 (円)	対前年 増減	
全市町村	26	419,300	△ 1.5	322,500	△ 1.6	96,800	△ 1.2	6,000	0.0	45,300	3.0	41.5
	27	434,700	3.7	321,500	△ 0.3	113,200	16.9	7,000	16.7	45,300	0.0	41.2
	28	421,600	△ 3.0	314,000	△ 2.3	107,600	△ 4.9	5,700	△ 18.6	53,900	19.0	40.9
	29	421,200	△ 0.1	311,800	△ 0.7	109,400	1.7	5,800	1.8	53,900	0.0	40.7
	30	416,900	△ 1.0	311,600	△ 0.1	105,300	△ 3.7	5,400	△ 6.9	54,500	1.1	40.6
名古屋市	26	437,200	△ 4.0	322,400	△ 3.0	114,800	△ 6.6	7,500	0.0	65,200	9.8	41.3
	27	452,000	3.4	329,700	2.3	122,300	6.5	7,400	△ 1.3	58,500	△ 10.3	41.1
	28	443,600	△ 1.9	315,100	△ 4.4	128,500	5.1	6,900	△ 6.8	74,200	26.8	41.0
	29	451,600	1.8	312,900	△ 0.7	138,700	7.9	7,100	2.9	73,000	△ 1.6	40.8
	30	441,000	△ 2.3	314,200	0.4	126,800	△ 8.6	7,200	1.4	73,200	0.3	41.0
市	26	415,700	△ 0.2	323,200	△ 0.9	92,500	2.4	3,900	△ 7.1	38,400	△ 1.8	41.5
	27	431,000	3.7	319,000	△ 1.3	112,000	21.1	6,500	66.7	41,200	7.3	41.2
	28	416,900	△ 3.3	314,700	△ 1.3	102,200	△ 8.8	3,900	△ 40.0	47,100	14.3	40.8
	29	412,000	△ 1.2	312,600	△ 0.7	99,400	△ 2.7	3,900	0.0	47,200	0.2	40.6
	30	410,700	△ 0.3	311,700	△ 0.3	99,000	△ 0.4	3,000	△ 23.1	48,200	2.1	40.5
町村	26	376,400	△ 1.5	316,900	△ 1.2	59,500	△ 3.3	3,800	△ 7.3	22,200	△ 2.6	42.4
	27	394,000	4.7	308,800	△ 2.6	85,200	43.2	3,600	△ 5.3	26,500	19.4	41.5
	28	371,600	△ 5.7	303,900	△ 1.6	67,700	△ 20.5	3,700	2.8	28,100	6.0	40.7
	29	368,200	△ 0.9	300,700	△ 1.1	67,500	△ 0.3	3,000	△ 18.9	28,100	0.0	40.1
	30	366,900	△ 0.4	299,700	△ 0.3	67,200	△ 0.4	3,300	10.0	28,200	0.4	39.9

注1 平均月額は、各年4月分(ただし、諸手当のうち特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当は4月実働分)として支給されたものである。

注2 諸手当平均月額には、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を含まない。

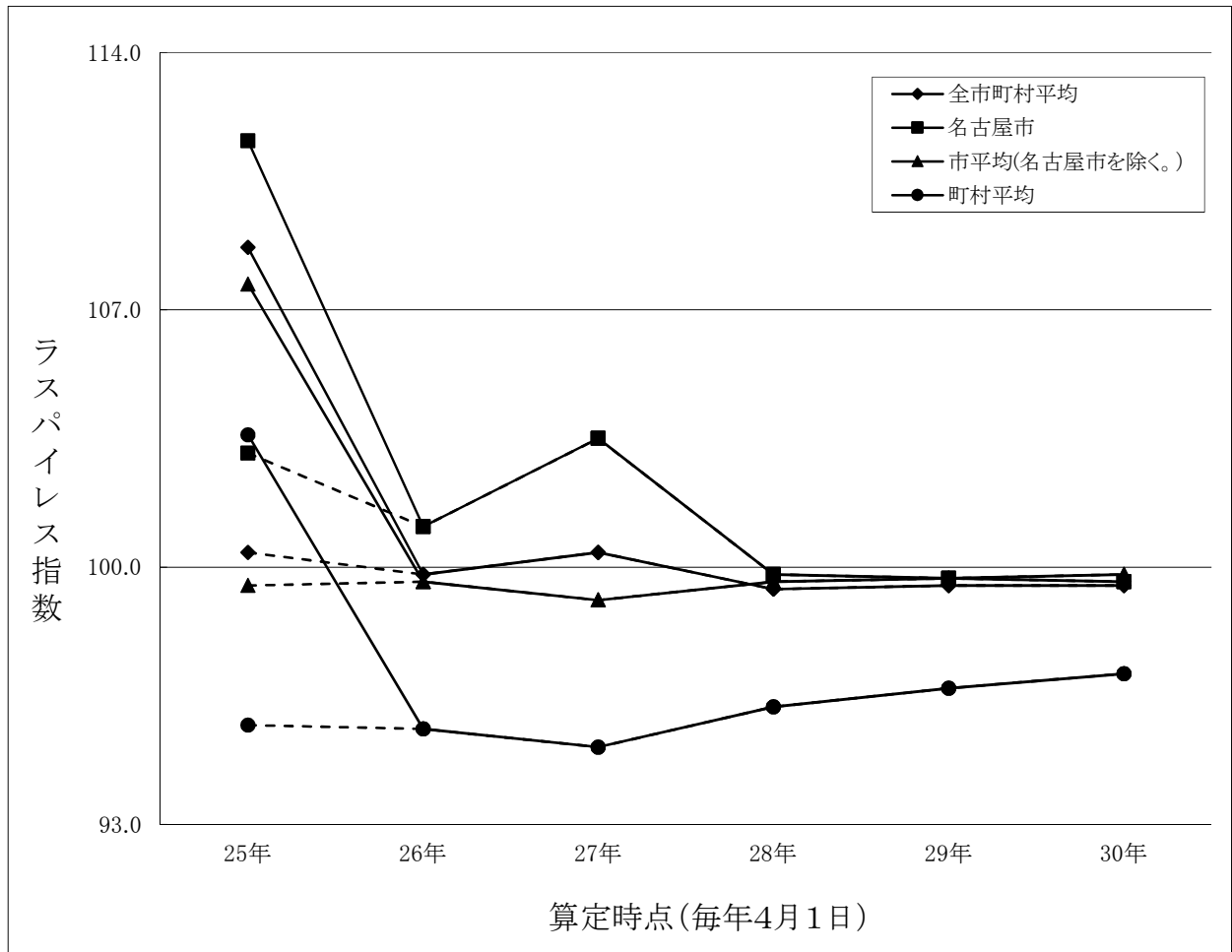
注3 諸手当平均月額のうち生活給的手当とは、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当をいう。

注4 平均年齢は10進法とする。

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならず、生計費並びに国、他の地方公共団体の職員及び民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないこととされている。

各地方公共団体と国の給与水準とを比較する指標のひとつであるラスパイレス指数の状況は、以下のとおり。

● ラスパイレス指数の状況



注1 ラスパイレス指数は、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したもの。

注2 平成25年の破線については、参考値（国家公務員の時限的な給与改定特例法による措置がないとした場合の値）

3 職員の分限処分及び懲戒処分について

地方公務員は、法律又は条例で定める事由に該当しない限り、意に反して職員にとって不利益な処分である分限処分又は懲戒処分を受けることはない。

分限処分及び懲戒処分の基準、事由等については、地方公務員法第27条、第28条及び第29条に定められており、県内の処分者数については下表のとおりである。

● 処分者数の状況（名古屋市除き、一部事務組合等を含む。）

処分年度		27						28						29					
		降任	免職	休職	降給	計		降任	免職	休職	降給	計		降任	免職	休職	降給	計	
						総数	比率					総数	比率					総数	比率
事由	人	人	人	人	人	%	人	人	人	人	人	%	人	人	人	人	人	%	
分限処分	勤務実績が良くない場合 (法28①Ⅰ)	-	-	-	-	0	0.0	-	-	-	-	0	0.0	1	-	-	-	1	0.1
	心身の故障の場合 (法28①Ⅱ、②Ⅰ)	-	-	1,342	-	1,342	99.8	-	-	1,314	-	1,314	99.8	1	-	1,358	-	1,359	90.7
	職に必要な適格性を欠く場合 (法28①Ⅲ)	2	1	-	-	3	0.2	-	-	-	-	0	0.0	1	-	-	-	1	0.1
	職制、定数の改廃などにより 廃職、過員を生じた場合 (法28①Ⅳ)	-	-	-	-	0	0.0	-	-	-	-	0	0.0	-	135	-	-	135	9.0
	刑事事件に関し起訴された 場合 (法28②Ⅱ)	-	-	-	-	0	0.0	-	-	-	-	0	0.0	-	-	2	-	2	0.1
	条例で定める事由による場 合 (法27②)	-	-	-	-	0	0.0	-	-	2	1	3	0.2	-	-	1	-	1	0.1
	合計	2	1	1,342	0	1,345		0	0	1,316	1	1,317		3	135	1,361	0	1,499	
懲戒処分	法令等に違反した場合 (法29①Ⅰ)	11	8	11	1	31	33.7	13	7	9	2	31	47.7	12	3	2	6	23	54.8
	職務上の義務違反又は職 務を怠った場合 (法29①Ⅱ)	14	15	-	-	29	31.5	4	11	-	-	15	23.1	5	1	-	-	6	14.3
	全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合 (法29①Ⅲ)	13	8	8	3	32	34.8	5	3	10	1	19	29.2	4	6	2	1	13	31.0
	合計	38	31	19	4	92		22	21	19	3	65		21	10	4	7	42	

注 表中にある法とは、地方公務員法のことをいう。
(例 法28①Ⅰ 地方公務員法第28条第1項第1号)